

共同研究契約標準書式の事例研究(H24年度)

- 英国産学官共同研究標準契約書

(Lambert Model)

英国では産学官の関係者で、どの当事者にとってもリーズナブルで交渉しやすい共同研究標準書式を作成

- NYS STLC レポート

NYS STLC (New York State Science & Technology Law Center)
が米国の産学官の受託研究契約書式を分析

- ドイツ、韓国、中国等の契約事例研究

欧米においても、産学官の共同研究契約は問題となっているため、契約書式の標準化を進めている

国際共同研究契約の今後の課題

1. 研究ステージ別国際共同研究対応指針の策定
2. 国際共同研究契約等の統一標準書式の策定
3. 横断的な国際契約支援プラットフォームの整備
4. 外国特許出願支援制度の見直しJST外国出願支援のPCT要件等
5. 特許法の見直し特許仮出願制度等

安全保障輸出管理

大学を取り巻く状況

- 大学等の国際的共同研究の進展
- 外国人留学生・研究者の増加
- 民生技術の高度化に伴う軍事転用の可能性の増大
- 懸念国やテロリストは必要な技術を海外から迂回して調達
- 大学の技術が大量破壊兵器の開発に使われるリスク増大

国際交流を円滑に進められるようにするためには、大学の輸出管理体制を早急に整備する必要がある。

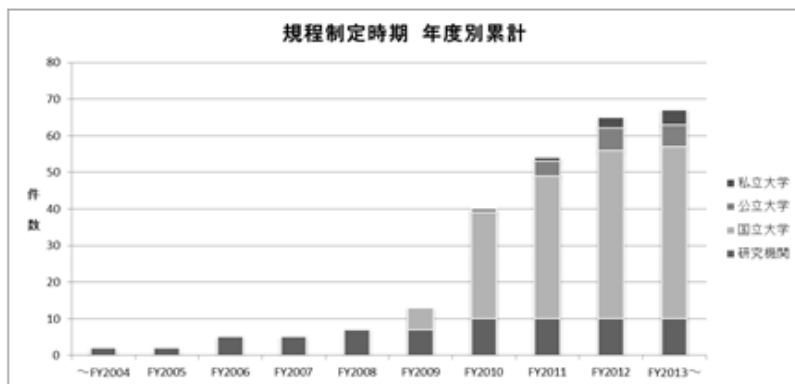
世界平和と地球規模の環境・食料問題解決のため、今後世界の全ての国々と研究交流・文化交流を積極的に推進していかなければならない。

大学で対象となる研究活動

主な機会	主な具体例
留学生・外国人研究者への研究指導	・ 実験装置の貸与 ・ 技術情報を書面・FAX・USBメモリを用いて提供
外国の大学や企業との共同研究	・ 電話・電子メール・インターネット・共有サーバで提供 ・ 会議、打ち合わせ ・ 研究指導、技術訓練
外国の大学との大学間協定	
研究試料の国外持ち出し	・ 研究試料、サンプルの送付・携行 ・ 装置、機器類の送付・携行
外国からの施設見学	・ 研究施設の見学 ・ 工程説明、資料配布
外国の研究者が参加する非公開の講演会・展示会	・ 技術情報を口頭で提供 ・ 技術情報をパネルに展示、パンフレットで提供

注意を要する研究分野：原子力、航空宇宙、化学、生物学、精密工学、情報工学

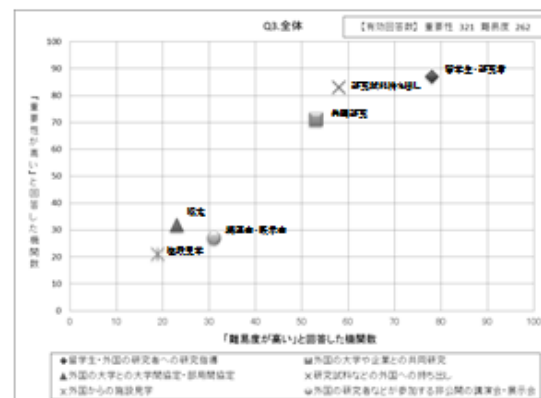
輸出管理規程の制定時期 図2-3-4



研究機関は、2005年の通達以前から輸出管理規程の整備が進んでいた。
国立大学は法改正を受けて2010年4月1日施行が最も多い。

5

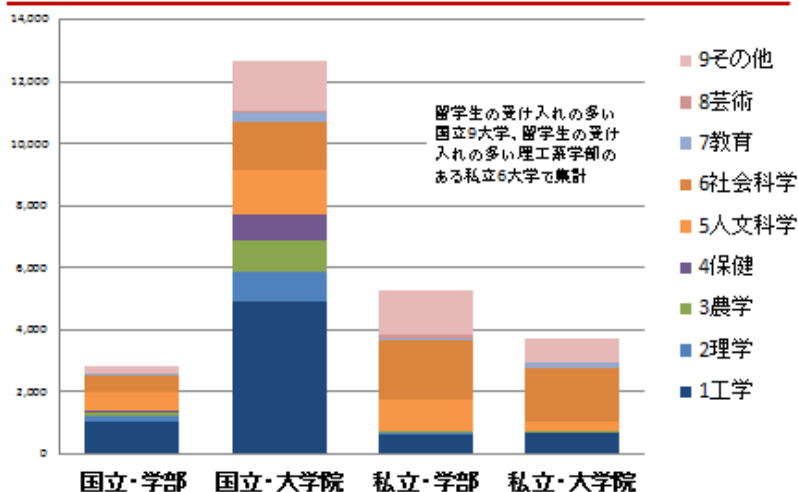
輸出管理の「重要性」と「難易度」 図2-3-6



留学生・研究者の受け入れ、資料等の持ち出し、共同研究が重要

7

主要国立・私立大学外国人留学生数



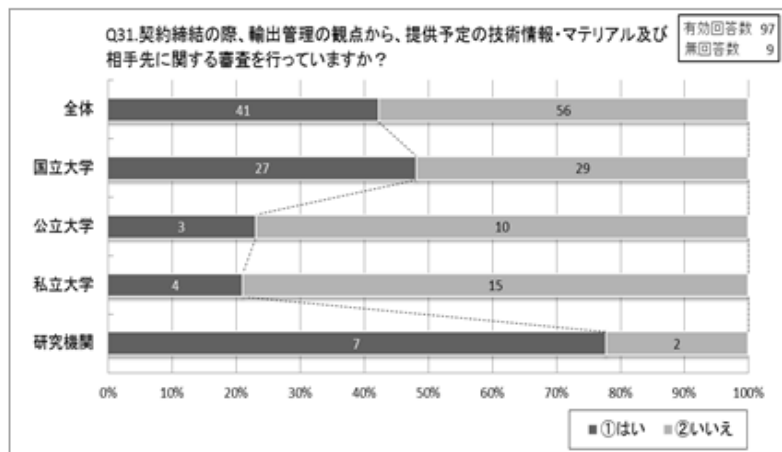
参考資料：平成22年9月1日現在 日本学生支援機構「留学生調査」

(C) 2012 Sanjio Mitsubishi

- UCIPでは、平成23年に全国256の大学、研究機関に対し、輸出管理のアンケート調査を実施
- 国立大学と研究機関は体制が整備されたが、私立大と公立大が立ち遅れ
- 留学生の受入れと共同研究への対応が喫緊の課題

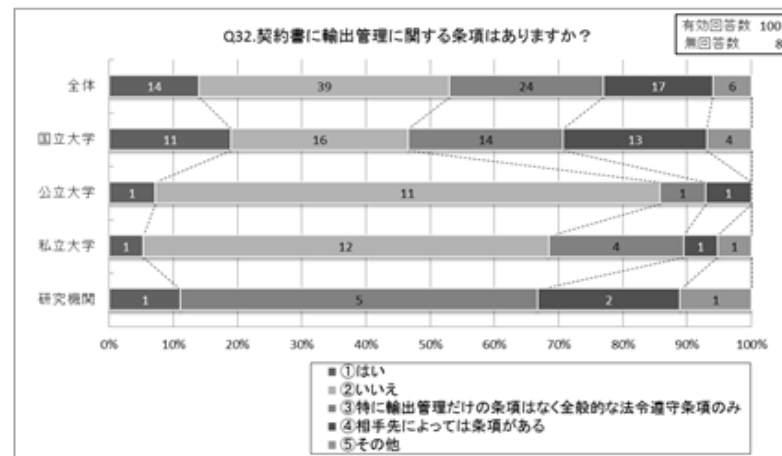
共同研究契約等の締結時の審査

図2-3-37

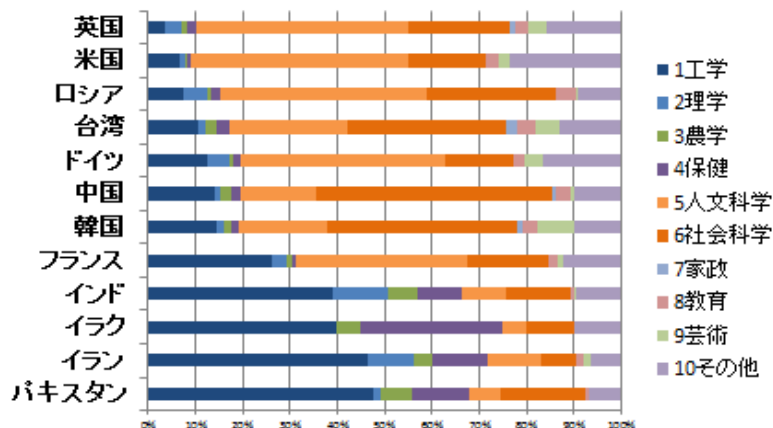


共同研究契約等の輸出管理条項

図2-3-38



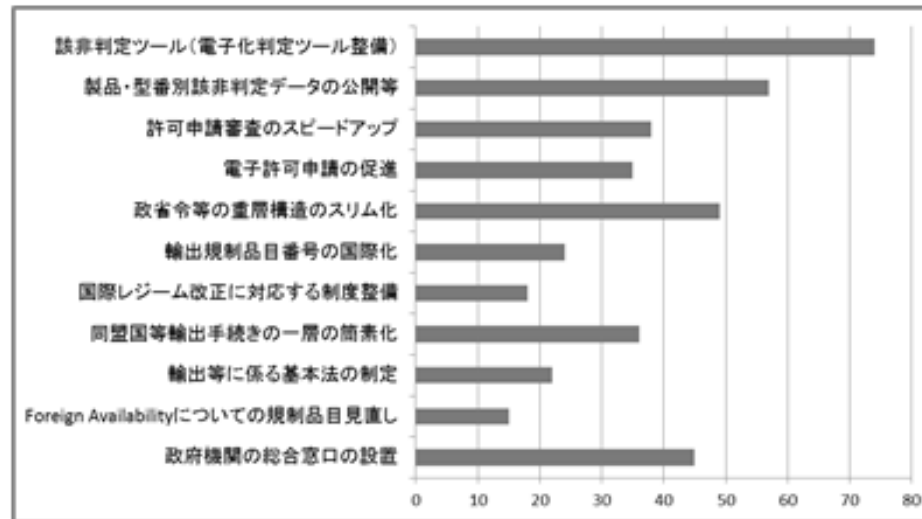
国別・学部別外国人留学生比率



- 研究機関と国立大学では、契約審査体制が整備されつつある
- 輸出管理条項を設けることにより、相手方にも注意喚起することになり、大学の輸出管理が補完される。少なくとも効果の大きい管理ポイントである。今後大学・研究機関等へ、さらに啓発すべき
- 先進諸国は、日本の人文科学への関心が高い

大学・研究機関の要望

経産省への要望



大学は、政府の総合的な支援を必要としている。

出典: 大学・研究機関を対象とした安全確保輸出管理に関する調査報告書 2012年7月(UCIP HP)

上記要望の他、自由記載欄で大学間の共通管理組織への要望も多数あった。これを受けて、UCIP、産学連携学会、九州大学等の共催で、平成25年3月1日芝浦工業大学で輸出管理DAY for ACADEMIA (EFA)を開催。経産省、文科省、国大協、CISTEC、日本知財学会、UNITT、安全保障学会等の後援を受け、産官学から二百数十名が参加し、先進事例の紹介と意見交換を行った。関係機関のボランティアによる自主運営(補助金なし)。

輸出管理の今後の課題

1. 私立大学、公立大学等の学内輸出管理体制の整備促進
2. 外国人留学生等の受け入れ基準の明確化
3. 産官学の横断的な輸出管理連絡協議会の設置 *
4. コンプライアンス・研究倫理ベースでの輸出管理体制の再構築(H25年12月にUCIPでアンケート調査実施)
5. 人文系の外国人留学生の受け入れ体制整備

* 大学の輸出管理については、2010年の輸出者等遵守基準の施行を受け、国立大学協会、産学連携学会、九州地域内大学輸出管理ネットワーク、安全保障輸出管理に関する11大学連絡会、UCIP、輸出管理DAY for ACADEMIA等の団体で、様々な研究・啓発活動が行われている。これらの団体は、互いに活発な情報交換を行い、ネットワーク網を形成しつつある。このネットワークをさらに拡充し、産官の関係団体も加わり、産官学の横断的な連絡会を設置すべきとの要望が出されている。